MANAGEMENT POST

税理士法人 柳澤会計
柳澤公認会計士事務所
社会保険労務士法人 柳澤会計

〒391-0003 長野県茅野市本町西1－40
www.yanagisawakaikei.net TEL：0266-72-5060 FAX：0266-72-5063

Vol.28-4 2017.4.5

経営者初級講座　第１回開講

３月１６日（木）税理士法人柳澤会計・研修室において、「がんばる経営者のための経営者初級講座 全３回」第１回「決算書の読み方・活かし方」を開講致しました。

長期間にわたり好業績を維持している会社と、そうでない会社を比較すると、経営者の会計知識の有無が業績に大きな影響を及ぼしている事は否めません。そこで、決算書を問題解決にとっての必要な情報を提供するツールとして、会社の最新の状況を読み取り、会社をより良い方向へ導いていくという、経営者の仕事に役立てていただくため、決算書の読み方・活かし方についてお話をさせていただきました。
第２回以降につきましては右記のスケジュールにて行います。
経営に役立つ情報を提供して参りますので、是非ご参加ください。
参加締め切り期限は特別設けておりませんので、お気軽にお問合せ下さい。

第１回	第２回	第３回
3月16日(木)	5月18日(木)	7月13日(木)
決算書の読み方 活かし方 終了	会社経営と 税金 講師：北原	会社を伸ばす 計画づくり 講師：橋本

第７期　経営者塾のご案内

当月より経営者塾を開催いたします。
第１回は確定拠出年金をテーマに、節税・老後の資金作りについて、第２回は会社を伸ばす財務分析、財務分析を用いた成長する会社づくりについて、第３回は資金繰り、特に対銀行を意識した財務戦略についてお話をさせて頂きます。奮ってご参加いただけるようご案内申し上げます。
※詳細につきましては同封のチラシをご覧ください。

開催日	テーマ	場所・講師
第1回 4／13(木) 15:30～17:00 終了後懇親会	経営者と社員の自分退職金づくり 選択制確定拠出年金 ～節税しながら老後の備えができる！～	税理士法人柳澤会計 研修室 講師：特定社労士　野口
第2回 6／22(木) 15:30～17:00 終了後懇親会	会社を伸ばす財務分析 ～財務分析から始まる成長する会社づくり～	税理士法人柳澤会計 研修室 講師：鎌倉
第3回 9／14(木) 15:30～17:00 終了後懇親会	資金繰りに苦労しない財務戦略 ～銀行はここを見ている！～	税理士法人柳澤会計 研修室 講師：橋本

特別研修会「人とダイヤは、磨けば光る」

平成２９年４月２１日（金）１５：００よりＴＫＣ諏訪ブロック会主催の特別研修会が開催されます。
日経ウーマン主催のウーマン・オブ・ザ・イヤー２０１３大賞を受賞された諏訪貴子先生を講師としてお迎えし、日本を代表する経営者による会社再生記について講演していただく研修会となっております。皆様の経営・問題解決にお役立ちいただけると思いますので、奮ってご参加いただきたくご案内申し上げます。
参加をご希望の場合、弊社までＦＡＸ（０２６６－７２－５０６３）にてお申込み下さい。（定員１５０名になり次第締め切りとなります。）

※詳細については同封のチラシをご覧ください。

大きく変わった設備投資減税　～平成 29 年度税制改正～
税優遇の対象が大幅に拡大！

■設備投資減税の制度は 2 階建ての優遇措置

1 階部分の「中小企業投資促進税制」は機械装置やソフトウェア、器具備品を購入した際に税額控除や特別償却できる制度です。またこれとは別に 1 階部分には「商業･サービス業･農林水産活性化税制」もあります。この 1 階部分については適用期限が平成 31 年 3 月まで 2 年延長されました。

2 階部分は「中小企業投資促進税制」の上乗せ措置の部分で「生産性向上設備投資促進税制」と呼ばれていました。年間 10 万件を超える適用件数を誇る“人気制度”です。この人気制度が平成 29 年 3 月末で期限切れとなり新たに「中小企業投資促進税制」が創設されました。

平成 29 年 4 月以降の設備投資について改正が適用となりますので注意してください。

■１階部分「中小企業投資促進税制」「商業･サービス業･農林水産活性化税制」

生産性向上等を図るため一定の設備投資を行った場合に、税額控除７％又は特別償却３０％が認められる制度でありますが、その対象設備から中小企業投資促進税制では**器具備品が除外**され、**平成 31 年 3 月末まで 2 年間延長**されました。

中小企業投資促進税制
〔通常措置〕
機械装置：160万円以上
ソフトウエア：複数合計70万円以上
➡税額控除（7%）又は特別償却（30%）

商業・サービス業・農林水産業活性化税制
器具備品：30万円以上
建物附属設備：60万円以上
➡税額控除（7%）又は特別償却（30%）

⬅ 2年間延長

■２階部分「中小企業経営強化税制」（新設）

中小企業投資促進税制の上乗せ措置として、税額控除７％（資本金３千万円以下もしくは個人事業者の場合１０％）又は即時償却が認められる制度で「生産性向上設備投資促進税制」に代わり新設されました。

対象設備は**器具備品及び建物附属設備が追加され**（図表１の下線箇所）、税優遇の対象が大幅に拡大しました。

※この適用を受けるためには経営力向上計画を作成して経済産業局等に申請し認定を受けなければなりません。

図表１ 適用対象設備

類　　型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）
要　　件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比で年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	◆ 機械装置（160万円以上） ◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上） ◆ 器具備品（30万円以上） ◆ 建物附属設備（60万円以上） ◆ ソフトウェア（70万円以上） ＊情報を収集・分析・指示する機能	◆ 機械装置（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（30万円以上） ◆ 建物附属設備（60万円以上） ◆ ソフトウェア（70万円以上）
その他要件	生産等設備を構成するものであること※／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと　等	
税制措置	即時償却又は7%税額控除（資本金3千万円以下もしくは個人事業主は10%）	

※事業の用に直接供される設備（生産等設備）が対象。従って事務用器具備品や本店・寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものなどは対象外。

（山﨑　泰史）

税金･会計Q＆A

Q 役員報酬は、毎月定額じゃないとだめ？

法人税の計算上、役員報酬は、厳しく定義されており、**基本的には**、毎月定額でないと、法人税の計算上、費用（損金）になりません。

1．役員報酬で費用として認められるもの

法人税法で役員報酬が費用（損金）になるものは、次の３つに限定されています。

①定期同額給与→毎月定額で支給されるもの。

支給時期が１ヶ月以内の定期で、事業年度内の支給額が毎回同額である役員給与。

②事前確定届出給与

所定の時期に確定額を支給する定めがある給与で、その内容を事前に所轄税務署長宛に届け出た役員給与。**→事前届出が必要。（下記「役員にも賞与が支給できる？」を参照してください。）**

③利益連動給与

同族会社以外の法人が業務を執行する役員に対して支給する利益に関する指標を基礎として算定される給与で、算定方法が客観的なものであることなど、いくつかの条件を満たしている役員給与。

→同族会社は適用できないため、中小企業で適用できる企業は少ない。

2．役員報酬を定額に支給しないとどうなる？

事業年度内で月毎に役員報酬の金額を変えたり、利益が出ているからと言って、期末月に多額の役員報酬を支給すると、個人で所得税を徴収され、さらに法人税の計算上も費用にならなくなります。

※上記の「事前確定届出給与」及び「利益連動給与」を除きます。

Q 役員にも賞与が支給できる？

上記の「事前確定届出給与」を利用すれば、定額報酬以外に従業員の賞与と同じ時期に役員給与を支給し、法人税の計算上、費用（損金）とすることができます。

1．事前に届け出ることが必要

＜事前確定届出給与の要件＞

いつ、誰に、いくら支払うか、所轄税務署長にその役員給与を支給する決議をした株主総会等の日から１か月を経過する日または、 その会計期間開始の日から４か月を経過する日のいずれか早い日までに届け出ることが必要です。

つまり、**事業年度の最初に「いつ・誰に・いくら支払うか？」決定する必要がある**ため、**実質は、年俸をどのように分けて支給するか？**ということになります。

2．事前に届け出た内容と違う支給をするとどうなる？

事前確定届出給与は、「いつ」、「誰に」、「いくら支払うか？」を事前に届け出て、その届出通りに支給することで法人税の計算上、費用（損金）として認められます。そのため、どれか一つの要件が満たされないだけで、法人税の計算上、費用（損金）とならなくなります。要件を満たさない場合は、個人で所得税を徴収され、さらに法人税の計算上も費用（損金）にならなくなります。**この制度を適用する際は、十分ご注意ください。**

（橋本 健治）

平成２９年 公示地価

平成 29 年の公示地価が国土交通省より発表されました。１月１日現在の１㎡当たりの地価を公示するもので、一般の土地取引価格の指標となるものです。

全国的な傾向

全国の住宅地は前年比 0.022%上昇でほぼ横ばい、商業地は前年比 1.4%上昇となりました。住宅地は９年ぶりの上昇です。低金利と住宅ローン減税による需要効果により、駅付近の住宅地は上昇、駅から遠い住宅地は下落傾向にあります。

諏訪地方の傾向

いずれの地点も前年よりマイナスとなっています。

市町村	標準地の所在地	種別	当年価格(円)	前年価格(円)	増減率(%)
岡谷市	郷田一丁目385番3	住宅地	44,700	45,500	-1.8
	中央町三丁目5009番5	商業地	47,700	48,900	-2.5
諏訪市	湯の脇一丁目539番1	住宅地	46,800	47,900	-2.3
	諏訪二丁目3201番2	商業地	55,700	56,900	-2.1
茅野市	塚原二丁目3951番1	住宅地	47,000	47,800	-1.7
	塚原二丁目4107番1外	商業地	57,300	58,700	-2.4
下諏訪町	上町5525番2外	住宅地	43,000	43,800	-1.8
	湖浜6172番16	商業地	53,900	55,000	-2.0
富士見町	落合字一ノ沢10727番37	住宅地	21,500	21,700	-0.9
	富士見字一ノ沢3586番8外	商業地	30,300	31,400	-3.5

その他の価格について

路線価

国税庁が毎年７月に発表します。路線価は主要な道路に面する土地を対象としており、相続税や贈与税の算定に使用します。路線価は公示地価の概ね 80%程度となっております。

固定資産税評価額

市町村が個別の土地建物について算定した評価額で、３年ごと評価替えを行います。固定資産税等を算定する際の基準となります。固定資産税評価額は公示地価の概ね 70%程度となっております。　　（北原隆幸）

職員コラム　～人が集まる家～　橋本 健治

３年前、もうあきらめてかけていた（？）所帯を持ち、平成２７年５月に新居を構え、茅野市の仲町区の住人となりました。実家では、親に甘えていた近所つきあいや、地区のことも、妻と協力しながら取り組んでいます。仲町区のみなさんも、いい人ばかりで楽しく生活しています。

新居を構えるにあたって、決めたコンセプトは、「人が集まる家」でした。私も妻も「ワイワイ」楽しむことが好きで、「人が集まる家」をコンセプトとしました。引っ越し後、夏はバーベキュー、冬は鍋パーティーを開催し、ワイワイと楽しい時間を過ごしてきました。

そんな中、昨年、うれしい出来事がありました。橋本家バーベキューをきっかけに、新しい家族が誕生しました。まだまだ新米夫婦の私たちが、婚姻届の証人を頼まれ、サインさせて頂きました。橋本家は、コンセプトを超え「人が集まる家」＋「人が出会う家」になりました。

さらに今年もまた、うれしい出来事がありました。出会いは、橋本家ではありませんが、橋本家で何度も一緒にパーティーをしたカップルがこの春、ゴールインしました。新米夫婦の私たちが、またまた婚姻届の証人を頼まれ、サインさせて頂きました。自分の近くで、親しい人がハッピーになっていくことは、とてもうれしく、その一端を共有させてもらえることでとてもハッピーな気持ちになりました。

人と人を繋ぐこと、人とのつながりを大切にすることは、ビジネスでもプライベートでもとても重要なことだと考えています。これからもそんな仕事をしていきたいと思っています。